

要望事項 (優先順位 2)

家庭ごみ(生ごみ)の戸別収集の実施と資源ごみ分別の改善

要 旨

高齢者や独居が増え、家庭ごみの持出しに苦労や困難を抱える家庭が増えています。また、拠点に多くのごみが集まることでカラス等被害が多発しており、散乱ごみの片づけや始末、カラスネットの片づけ等が拠点近隣家庭の負担になっています。しかも、若い世代の家庭は共稼ぎで昼間は不在のため、多くは高齢者に負担がかかっているのが実情です。

そのため、家庭ごみ(生ごみ)は拠点回収ではなく、回収車・収集車の沿道については戸別収集を行うよう要望します。

また、回収車・収集車の沿道外でも、拠点へのごみ出し対象戸数を可能な限り最小に抑える等、戸別収集に近づけるよう要望します。

プラごみ排出の際、容器包装ではないプラごみ等が混じっていると、「不適正分別」として回収されないケースが見られます。資源ごみは「拠点回収」となっているため、「取り残された」ごみの処分は排出者とは関係ない拠点近隣の住民にしわ寄せされ、煩わされ、その結果不満の声があがっています。まち美化事務所では、以前から表示用紙を貼り1週間後放置のままであれば回収することになってはいますが、最近では回収車による表示すらなくなっています。

これまで分別について啓発等をお願いしてきましたが、こうした「不適正」分別ごみは解消されるどころか増加の一途です。

拠点近隣住民の負担にすることなく、回収後にまち美化事務所や集積場で分別する等改善策の検討を要望します。

「不適正」分別ごみの排出は特に単身者(学生)賃貸マンションの住民から出されることが多いという現実があります。今年も3~4月の卒入学に伴う入退去期に「不適正」排出が相次ぎました。全国から来て数年しかいない学生に、京都市の分別方法の徹底は一定の広報のみでは困難で不可能です。また、地域的に留学生も多く居住しています。一方的に彼らに責任を求めることも無理があるかと思えます。

簡易宿泊所(民泊)における(民間)業者回収を義務付けられたように、単身者(ワンルーム)マンションについては所有者に対する業者回収の義務付け等の規制(条例や行政指導等)を要望します。

**回 答
(環境政策局)**

本市では、限られた人員及び機材で安全かつ効率的に作業を行うため、市民の皆さまには、各戸収集ではなく、原則、定点収集への御協力をお願いしております。収集車が通りにくい狭隘なエリアなどの事情がある場合には、戸別収集している箇所はありますが、そういった地域についても、管轄のまち美化事務所から、定点収集にさせていただくようお願いしているところです。御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、ごみ出しが困難な高齢者や障害のある方などに対しては、生活支援の一つとして、御自宅の玄関先までごみの収集に伺う「ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）」を実施しています。御利用には一定の要件がございますので、管轄となる東部まち美化事務所に御相談ください。

排出されたごみの分別が不十分な場合等は、排出者にごみの出し方の御理解を頂き、正しいごみ出しをして頂くため、その旨を記載したシールを貼付し、一時的にごみ袋を回収しない場合があります。

シールを貼付したごみは、原則、次回の収集日まで残置したのち、回収することとしておりますが、通行上の妨げになる等の理由で、回収の要望があった場合には、その都度、1週間を待たずに回収いたします。また、分別が不十分なごみの排出が続くようでしたら、周辺地域へのビラ配布などの啓発活動も行っておりますので、東部まち美化事務所に御相談ください。